

## 地方独立行政法人名張市立病院職員の退職手当に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第26条の規定に基づき、法人の職員の退職手当に関し、必要な事項を定める。

### (適用範囲並びに遺族の範囲及び順位)

第2条 この規程に規定する退職手当は、地方独立行政法人名張市立病院職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）に基づいて給料の支給される職員のうち常時勤務する職員（職員就業規則第24条の規定により再雇用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

3 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにある場合は、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

5 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者  
(退職手当の支払)

第3条 次条及び第16条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第19条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべ

き者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項に基づく協定により、法定控除のほか退職手当からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき退職手当の額から、その額を控除して支払うものとする。

3 この規程による退職手当の支払は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振込みの方法により行うことができる。

(一般の退職手当)

第4条 退職した職員に対する退職手当の額は、次条から第9条まで及び第12条から第14条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第15条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した職員に対する退職手当の基本額は、退職の日における当該職員の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合における当該職員の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する職員のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病に限る。以下この条から第7条までにおいて同じ。)又は死亡によらず、かつ、当該職員の都合により退職した者(第18条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、職員就業規則第8条第3項第3号から第5号までの規定により本採用を拒否され、又は職員就業規則第17条第3号から第5号までの規定により解雇された者を含む。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、当該職員の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 職員就業規則第20条第1項の規定により退職した者（同条第3項の期限又は同条第4項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2) 当該職員の非違によることなく勸奨を受けて退職した職員であつて、理事長が承認したもの

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した職員で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後当該職員の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する職員を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、当該職員の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、職員就業規則第20条第1項の規定により退職した者（同条第3項の期限又は同条第4項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2) 職員就業規則第17条第7号の規定により解雇され、退職した職員

(3) 業務上の傷病又は死亡により退職した者

(4) 25年以上勤続し、当該職員の非違によることなく勸奨を受けて退職した職員であつて、理事長が承認したもの

2 前項の規定は、25年以上勤続した職員で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後、当該職員の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条 退職した職員の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由により当該職員の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合の当該職員の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、当該職員に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 当該職員が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、当該職員の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア 当該職員に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、当該職員に係る退職（この規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第17条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第18条第1項若しくは第21条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第19条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととされたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 附則第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた同項に規定する市職員としての引き続いた在職期間

(3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が認める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条 第7条第1項(第1号を除く。)に規定する職員のうち、定年に達する日から12月前までに退職した職員であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定   | 読み替えられる字句   | 読み替える字句                                                                                        |
|-----------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第7条第1項    | 退職日給料月額     | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額        |
| 第8条第1項第1号 | 及び特定減額前給料月額 | 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第8条第1項第2号 | 退職日給料月額に、   | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、      |

|            |         |                                                                                                                           |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第8条第1項第2号イ | 前号に掲げる額 | その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(業務又は通勤によることの認定基準)

第10条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第11条 勸奨を受けて退職した職員に係る当該勸奨は、その事実について、理事長が別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第12条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額を当該職員の退職手当の額とする。

第13条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を当該職員の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第8条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第14条 第9条に規定する職員に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句  | 読み替える字句      |
|---------|------------|--------------|
| 第12条    | 第5条から第7条まで | 第9条の規定により読み替 |

|         |           |                                                                                             |
|---------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |           | えて適用する第7条                                                                                   |
|         | 退職日給料月額   | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額     |
|         | これらの      | 第9条の規定により読み替えて適用する第7条の                                                                      |
| 第13条    | 第8条第1項の   | 第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の                                                                   |
|         | 同項第2号イ    | 第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号イ                                                                |
|         | 同項の       | 第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の                                                                   |
| 第13条第1号 | 特定減額前給料月額 | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第13条第2号 | 特定減額前給料月額 | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と                                |

|  |            |                                                                                            |
|--|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |            | の差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額                                                            |
|  | 第8条第1項第2号イ | 第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号イ                                                               |
|  | 及び退職日給料月額  | 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
|  | 当該割合       | 当該第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号イに掲げる割合                                                       |

(退職手当の調整額)

第15条 退職した職員に対する退職手当の調整額は、当該職員の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月から当該職員の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第14条第1項の規定による休職（職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるための休職で当該業務への従事が業務の能率的な運営に特に資するものとして理事長が認めるもの、業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、職員就業規則第42条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に業務を行わない月（現実に業務を行う日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち、退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等として次項に定めるものを除く。）ごとに当該各月に当該職員が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 5万4,150円

(2) 第2号区分 4万3,350円

- (3) 第3号区分 3万2, 500円
- (4) 第4号区分 2万7, 100円
- (5) 第5号区分 2万1, 700円
- (6) 第6号区分 0

2 前項の規定により、退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方独立行政法人名張市立病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第26条第1項に規定する配偶者同行休業、職員就業規則第14条第1項第6号に掲げる事由（労働組合の役員として専ら従事する場合に限る。）又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 育児休業（地方独立行政法人名張市立病院職員の育児休業、介護休業等に関する規程第3条第1号に規定する育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務（同条第3号に規定する育児短時間勤務をいう。）により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた前項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

3 退職した職員の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第5号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における前2項及び次項の規定の適用については、当該職員は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）

に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

4 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、次の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

|       |                                                                                                                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1号区分 | 1 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの<br>2 医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの<br>3 医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの<br>4 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が認めるもの                                             |
| 第2号区分 | 1 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの<br>2 医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの<br>3 医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの<br>4 医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの<br>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が認めるもの |
| 第3号区分 | 1 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの<br>2 医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長の定めるもの<br>3 医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が                                                                             |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 5 級であったもののうち理事長の定めるもの<br>4 医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が<br>5 級であったもの<br>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が認めるもの                                                                                                                                                                                         |
| 第4号区分 | 1 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級で<br>あったもの<br>2 医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が<br>2 級であったもの（第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）<br>3 医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が<br>5 級であったもの（第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。）<br>4 医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が<br>4 級であったもの<br>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が認めるもの                         |
| 第5号区分 | 1 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級で<br>あったもの<br>2 医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が<br>1 級であったもののうち理事長の定めるもの<br>3 医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が<br>2 級であったもののうち理事長の定めるもの又は3級若しくは4級で<br>あったもの<br>4 医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が<br>2 級であったもののうち理事長の定めるもの又は3級であったもの<br>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が認めるもの |
| 第6号区分 | 第1号区分から第5号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこと<br>となる者                                                                                                                                                                                                                                                       |

- 5 前項（第3項の規定により同項各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 6 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。
- 7 次の各号に掲げる職員に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した職員のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (2) 退職した職員のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
  - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
- (一般の退職手当の額に係る特例)

第16条 第7条第1項に規定する職員で次の各号に掲げるものに該当するものに対する退職手当の額が退職の日における当該職員の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額を当該職員の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規程の規定による給料表が適用される職員については給与規程に規定する給料の月額をいい、その他の職員についてはこの基本給月額に準じて理事長が別に定める額をいう。

(勤続期間の計算)

第17条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、当該職員が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（職員就業規則第14条第1項第6号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(懲戒解雇を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 理事長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときにあっては、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者。以下この項において同じ。）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する市民の信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- (1) 職員就業規則第17条第1号若しくは第2号の規定により解雇された場合又は職員就業規則第8条第3項第1号若しくは第2号の規定により本採用を拒否された場合
- (2) 懲戒解雇（職員就業規則第41条に規定する懲戒解雇をいう。以下同じ。）を受けて、退職をした場合
- (3) 退職後、この規程の規定による退職手当が支給される前に、在職期間中の職務に関し、懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになった場合

2 理事長は、前項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該者に通知しなければならない。  
(予告を受けない退職者の退職手当)

第19条 職員の退職が労働基準法第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(退職手当の支払の差止め)

第20条 理事長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を一時差し止めるものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

き。

- 2 理事長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を一時差し止めることができる。
  - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長（その委任を受けた者を含む。）がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する市民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を一時差し止めることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による支払の差止めを行った理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払の差止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払の差止めを受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが当該支払の差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 当該支払の差止めを受けた者について、当該支払の差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払の差止めを受けた者について、当該支払の差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払の差止めを受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることな

く、当該支払の差止めを受けた日から1年を経過した場合

- 5 第3項の規定による支払の差止めを行った理事長は、当該支払の差止めを受けた者が次条第2項の規定による不支給の決定を受けることなく当該支払の差止めを受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払の差止めを取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払の差止めを行った理事長が、当該支払の差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払の差止めを取り消すことを妨げるものではない。
- 7 第18条第2項の規定は、この条の規定による支払の差止めについて準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第18条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。
- 3 理事長（その委任を受けた者を含む。）は、第1項第2号又は前項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととするときは、当該者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第18条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする決定について準用する。
- 5 前条の規定による支払の差止めに係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規

定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする決定が行われたときは、当該支払の差止めは、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納をさせることができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による返納の求めは、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長（その委任を受けた者を含む。）は、第1項の規定による返納の求めを行おうとするときは、当該者の意見を聴取しなければならない。

4 第18条第2項の規定は、第1項の規定による返納の求めについて準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第23条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第18条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納をさせることができる。

2 第18条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による返納の求めについて準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第24条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による返納の求めを受けることなく死亡した場合（次項及び第3項に規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日

から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付をさせることができる。

2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による返納の求めを受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付をさせることができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による返納の求めを受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付をさせることができる。

4 前3項の規定による納付の求めに基づき納付する金額は、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち当該納付の求めを受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

5 第18条第2項及び第22条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による納付の求めについて準用する。

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第25条 職員が退職した場合（第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）

において、当該職員が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、この規程の規定による退職手当を支給しない。

(端数処理)

第26条 この規程により計算した退職手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(支給基準)

第27条 この規程に定める退職手当の支給基準は、法人の業務の実績及び社会一般の情勢に応じて、改定することがある。

(補則)

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において名張市の職員であつて、引き続き法人の職員となったもの（以下「継承職員」という。）の第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、当該職員の市職員（名張市職員の退職手当に関する条例（昭和38年名張市条例第5号）第1条に規定する職員をいう。附則第6項において同じ。）としての引き続いた在職期間を法人の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 退職した者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。

4 継承職員に係る前項の規定の適用については、同項中「規程の」とあるのは、「規程及び施行日前の名張市職員に適用される条例の」とする。

5 給与規程附則第3項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額が減額改定に該当しないものとする。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の退職手当の経過措置については、市職員の例による。